

第3 盛岡市小児慢性特定疾病審査会

盛岡市小児慢性特定疾病審査会要綱

平成26年12月26日 市長決裁

平成29年3月17日 改正

(趣旨)

第1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の4第1項の規定により設置する盛岡市小児慢性特定疾病審査会(以下「審査会」という。)については、同法及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に定めるもののほか、この要綱による。

(組織)

第2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3 審査会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5 審査会の庶務は、子ども未来部母子健康課において処理する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(実施期日)

第7 この要綱は、平成27年1月1日から実施する。

附則(平成29年改正)(第5事務局の組織の見直しによる課名称変更)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

盛岡市小児慢性特定疾病審査会委員

(任期 令和3年1月1日～令和4年12月31日)

委員氏名	所属・職	審査担当疾患
遠藤 幹也	岩手医科大学小児科学講座 准教授	悪性新生物 血液疾患 免疫疾患
佐々木 美香	独立行政法人国立病院機構 盛岡医療センター 副院長	慢性呼吸器疾患 慢性消化器疾患 皮膚疾患
高野 長邦	盛岡赤十字病院 小児科医師	全疾患（新規）
高橋 明雄	子どもは未来もりおか子どもクリニック 副院長	内分泌疾患 骨系統疾患
齋木 宏文	岩手医科大学小児科学講座 特任教授	慢性心疾患心疾患 膠原病 脈管系疾患
三上 仁	岩手県立中央病院 救急医療部次長兼 小児・周産期センター副センター長兼 小児科長	慢性腎疾患、先天性代謝異常、糖尿病、神経・筋疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群